

イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金 交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）は、この要綱に定めるところにより、外国から徳島県東部圏域 15 市町村（徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町、以下、「域内」という。）を訪れる旅行商品を造成・催行した旅行会社に対し、助成金を交付することにより、外国人観光客の誘客促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、日本国内に本社または支店を有し、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に基づく登録を受けている旅行者とする。

(助成内容及び交付額)

第3条 1 行程あたり 2 名以上のインバウンド向け旅行商品を造成・催行し、域内の宿泊施設を利用する場合、助成金の交付額を 1 名につき 1 泊あたり 4,000 円とし、3 泊までを助成対象とする。助成対象となる人数は 1 行程あたり 15 名までとする。

※域内の宿泊については、1 行程内であれば連泊である必要はない。

※助成対象は外国人旅行者のみとし、添乗員は除く。

2 第 1 項により、宿泊に係る助成金の交付対象となった場合、交付額に次の各号の費用を合算することができる。

(1) 域内で受取りまたは発送する観光客の荷物の別送に係る費用について、30,000 円を上限に助成する。（回数は 1 回限りとする。）

(2) 域内の案内のために利用する通訳ガイドの手配に係る費用について、1 日あたり 15,000 円を交付額の上限とし、2 日分まで助成する。

3 第 1 項及び第 2 項を合わせた交付額の上限は、1 行程あたり 180,000 円とし、1 社あたり年間で 4 行程まで助成する。

(助成の要件)

第4条 次の各号のすべての要件を満たし、事前に一般社団法人イーストとくしま観光推進機構会長（以下、「会長」という。）に助成金を申請し、会長が交付決定したものを対象とする。

(1) 域内の宿泊施設に宿泊する、インバウンド向け旅行商品であること。

(2) 原則として新規の旅行商品で、これまでに本制度の助成を受けたことのない商品であること。

- (3) サービス提供事業者に対し、本助成を利用する旨を事前に説明すること。
- (4) 旅行参加者に対し、旅行会社は当機構が用意する Google フォームのアンケートに回答する旨を十分に説明すること。
- (5) コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ）、教育旅行、合宿等を組み込んだ旅行商品でないこと。

(助成の申請期間等)

第5条 助成の申請期間等は次のとおりとする。

申請期間	旅行商品設定期間（最大幅）
令和5年 8月 1日から 令和6年2月29日まで	令和5年 8月25日から 令和6年3月22日まで

- 2 助成は当機構の予算の範囲内で交付することとし予算額に達した時点で終了とする。
(書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する)。

(助成金の交付申請)

第6条 助成を希望する旅行業者が助成金を受けようとするときは、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた時は必要な条件を付して速やかに交付決定を行い、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下、「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下、「助成事業」という。）の内容を変更又は、中止しようとするときは、あらかじめ、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金変更（中止）承認書（様式第4号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和6

年3月22日のいずれか早い日までに、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 会長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは助成金の額を確定し、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付確定通知書（様式第6号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第11条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の経理）

第12条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2）助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）その他会長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第1項の場合において当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構
会長 内藤 佐和子 殿

所在地
事業者名
代表者氏名

イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付申請書

イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付要綱第6条の規定により、
次のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 旅行商品名
- 2 助成金申請額 金 円
- 3 事業計画書 別紙1のとおり

(別紙1)

事業計画書

旅行商品名	
商品分類	受注型企画旅行・募集型企画旅行・その他 ()
旅行商品の内容	参加人数： 名 ※添乗員除く 旅行期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
域内宿泊① ※必須	施設名： 住所電話： 宿泊日/人数/金額：
	施設名： 住所電話： 宿泊日/人数/金額：
	施設名： 住所電話： 宿泊日/人数/金額：
荷物別送②	事業者名： 住所電話： 内容/金額：
通訳ガイド 手配③	事業者名： 住所電話： ガイド内容： 金額/人：
アンケート 実施方法	※記載例 旅行者が申し込みする際にアンケートを周知する。旅行行程終了後に改めて全員にアンケート実施を案内する。
助成金交付 申請額	※記載例 宿泊① $4,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 人} \times 3 \text{ 泊} = 120,000 \text{ 円}$ 荷物別送② $30,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 回} = 30,000 \text{ 円}$ 通訳ガイド③ $15,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 日} = 30,000 \text{ 円}$ 申請額計 $① + ② + ③ = 180,000 \text{ 円}$
担当者	【住所】〒 【氏名】 【連絡先】 TEL： E-Mail：

※ パンフレットなど旅行商品の内容がわかる書類を添付すること

※ 宿泊・運搬サービス・通訳ガイド手配のそれぞれの金額がわかる書類（見積書等）を添付すること

様式第2号（第7条関係）

イーストとくしま助成第 号
令和 年 月 日

様

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構
会長 内藤 佐和子

イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付要綱第7条の規定により、その交付を下記のとおり決定します。

記

1 旅行商品名

2 交付決定額 金 円

3 交付条件

- (1) この助成金の対象となる事業は、令和 年 月 日付け交付申請書記載のとおりとする。
- (2) この事業の実施に当たっては、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付要綱に従わなければならない。

令和 年 月 日

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構
会長 内藤 佐和子 殿

所在地
名称
代表者氏名

イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金変更（中止）承認申請書

令和 年 月 日付けイーストとくしま助成第 号で交付決定通知のあった助成事業について、次のとおり変更（中止）したいので、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 助成金交付変更額

既交付決定額（A）	金	円
変更承認申請額（B）	金	円
差引増減額（B－A）	金	円

4 事業計画書 別紙1のとおり

※変更後の事業計画書及び収支予算書は、様式第2号（第6条関係）の別紙を利用の上、変更前、変更後がわかるように作成すること。

様式第4号（第8条関係）

イーストとくしま助成第 号
令和 年 月 日

様

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構
会長 内藤 佐和子

イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金変更（中止）承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成事業の変更（中止）については、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり承認します。

記

1 令和 年 月 日付けで申請のあった、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金変更（中止）承認申請書記載のとおり。

2 交付決定額

変更後（A）	金	円
変更前（B）	金	円
差引増減額（A－B）	金	円

3 交付条件

- （1）この助成金の対象となる事業は、令和 年 月 日付け変更（中止）承認申請書記載のとおりとする。
- （2）この事業の実施に当たっては、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付要綱に従わなければならない。

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構
会長 内藤 佐和子 殿

所在地
名称
代表者氏名

イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金実績報告書

令和 年 月 日付けイーストとくしま助成第 号で交付決定通知のあった助成事業の実績について、次のとおり、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 1 ツアー名
- 2 助成金確定額 金 円
- 3 事業実績報告書 別紙2のとおり

(別紙2)

事業実績報告書

1 助成事業を実施しての意見・感想等

--

2 実施内容

実施日	利用施設又は利用サービス事業者	内容
①域内宿泊 ※必須		
②荷物別送		
③通訳ガイド 手配		
④アンケート	※記載例 申し込みの際に全員にアンケートを周知した。旅行行程終了後に改めてアンケート実施を案内した。	

3 助成金確定額

内容	事業者への支払額	助成金確定額
①域内宿泊 ②荷物別送 ③通訳ガイド手配		
合計	円	円

※ 宿泊、荷物別送、通訳ガイド手配の内容が示された領収書（写し可）を添付してください。

様式第6号（第10条関係）

イーストとくしま助成第 号
令和 年 月 日

様

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構
会長 内藤 佐和子

イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金については、次のとおり助成金の額を確定したので、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

令和 年 月 日

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構
会長 内藤 佐和子 殿

所在地
名称
代表者氏名

イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金請求書

令和 年 月 日付けイーストとくしま助成第 号で交付確定通知した助成金について、イーストとくしま「インバウンド観光」推進事業助成金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 請 求 額	金 額 円							
2 振 込 口 座	金融機関名： 支店名： 預金種類： 普通・当座（いずれかに○） 口座番号 <table border="1" data-bbox="684 1615 1114 1686"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> フリガナ 口座名義：							